

濃尾震災時の情報伝達について — 「公文雑纂」にみる岐阜県関連資料を中心として—

山田 昭彦

For Information Transfer During the Noubi Earthquake
— Mainly Documents Gifu Prefecture Seen in Koubun Zassan —

Akihiko YAMADA

1 はじめに

本稿では、平成23年9月13日(火)～11月13日(日)の間開催した、開館35周年記念特別展「濃尾震災120年」展に関わり、資料調査した「公文雑纂」(国立公文書館所蔵)について紹介する。

2 濃尾震災120年展

平成23年は、明治24年(1891)に発生した濃尾震災から120年目にあたる年であった。この濃尾震災を引き起こした濃尾地震は、内陸型の地震としては世界でも最大級の規模のものであり、近代国家日本が初めて直面した大規模な地震災害であった。明治24年10月28日午前6時38分、根尾谷断層が活動したことで発生したマグニチュード8の濃尾地震。岩盤の破壊は地表にまで至り、総延長約80kmにおよぶ地表地震断層を出現させた。特に根尾水鳥(みどり)には高さ約6mもの断層崖(図1)をつくり出し、地震が断層運動の結果であることを初めて明確にした。



図1 水鳥断層崖写真(岐阜地方気象台所蔵)

この地震による死者は全国で7,273人、全壊・焼失家屋142,000戸という大きな被害を引き起こした。展示についての詳細は、別稿¹⁾に譲るが、会場では「人・社会はどうしたのか—救済・復興—」といったコーナーを設け、震災への人々の対応を示す資料を展示した。代表的

な資料としては、岐阜県がまとめた濃尾震災に関する記録「震災日誌」(岐阜県歴史資料館所蔵)や当時陸軍第三師団長として名古屋に赴任していた桂太郎(後に第11,13,15代首相)の自伝(国立国会図書館所蔵)²⁾があげられる。ここには、震災対応にあたる県や旧陸軍の対応が記されており、当時の政治・軍事的な状況を知る上で欠かせない第一級資料である。

本稿では、こうした展示された資料とは別に、国立公文書館所蔵「公文雑纂」を紹介することで、濃尾震災時の情報伝達の一つの側面について考察することとしたい。

3 資料の性格

国立公文書館に所蔵される公文書のうち、明治期の公文書を編纂したものとして、第一に「公文類聚」があげられる。これは、法律の原議を収録し編集した行政の基本資料である。第二にあげられるのが「公文雑纂」である。これは、「公文類聚」以外で内閣が授受した文書を明治19年(1886)から各省庁別、年次別に編集したものである。今回紹介する資料は、「公文雑纂」のうち内務省所管資料の中に収められていたものである。

内務省とは、明治6年(1873)の創設から昭和22年(1947)の解体に至るまで、近代日本の官僚機構の中核的位置を占め続けてきた官庁である。所管する範囲は、地方・警察行政を両翼として衛生・神社・土木・選挙・社会・労働などの諸行政に及び、それらは地方行政機構や警察機構を通して強力に遂行されていった。内務省の歴史は近代日本の歴史であるといっても決して過言ではないであろう。³⁾

その内務省に、現地・関係者から伝えられた濃尾震災の報告は、当時の災害情報の報告のあり方を探る上で重要な資料であるといえよう。本稿では、この資料について震災発生時から時間を追ってみることとする。(以下出典について明示のないものは同資料による。)

4 10月28日の報告

(資料1)

内務大臣 静岡県知事 (※時任為基一 筆者注)

十月廿八日午⁽⁷⁷⁾一二時四十八分発

今午前七時震災アリ中泉以西汽車通行止ル

中泉とは、東海道線中泉駅(現:磐田駅)のことである。東海道線は、明治22年(1889)に全線開業しており、開業間もなくの被災であった。この静岡県知事名の電信が地震発生後、6時間経過して初めて内務省に届いた地方からの「報告」であった。

濃尾地震の及んだ範囲は広く、東京では震度3を記録している。⁴⁾そのため東京でも「地震」としての認識はあったものの、「震災」としての情報が政府中枢に伝えられたのはこの電信が初めてであった。ちなみに静岡県の最大震度は6と推定されている。⁵⁾

鉄道に関する情報が、県知事名で内務省にあげられた理由として、地方からの「震災」発生報告に加え、当時鉄道行政が内務省管轄とされていたことが考えられる。

明治23年9月5日、勅令第一九八号によって、内閣に属していた鉄道局は鉄道庁と改称して内務省へ移管された。その後明治25年7月20日、逓信省へ移管されるまでの約2年間、内務省は鉄道行政も所管していた。この時期は、明治25年には鉄道敷設法の制定といった重要な政策決定が行われ、鉄道の営業距離が著しく伸びた時代であった。⁶⁾

これ以降、震源地周辺の各県から報告が相次ぎ、震災の様子が次第に明らかになる。

(資料2)

同上 福井県知事 (牧野伸顕 一※筆者注)

同后一時発

本日午前六時四十分県下地震今モ小震動時々アリテ各地地裂ケ泥沙ヲ噴出シ潰屋等多ク悟⁽⁷⁷⁾我人モ多少アリ今取調中

(資料3)

同上 富山県知事 (森山茂 一※筆者注)

同二時二十分発

本日午前六時四十分ヨリ三分間激シク地震同十一時マテ数回小震動セシモ其後ナシ為メニ警察部巡查教習所富山婦負警察署県会議事堂同常置委員会場師範学校二損所アリ

(資料2)、(資料3)のように北陸地方では、建物を中心とした被害状況が伝えられている。その後、震源に近い愛知県から、震災に関する惨状が断片的に伝えられた。

(資料4)

在京愛知県知事 柳本書記官

今朝六時半大地震ニテ名古屋市始メ近郡人畜死傷倒家并ニ火事共ニ夥シ目下救助中振動尚休マス

(資料5)

同上知事 愛知県典獄

同六時三十分発

今日午前六時大地震アリ名古屋監獄在監囚人負傷七十三名死亡十一名刑事被告人死傷ナシ(後略)

(資料4)、(資料5)は、それぞれ愛知県書記官(現在の副知事に相当)、愛知県典獄(現在の刑務所長)から愛知県知事宛として内務省に送られた電文である。当時、各県知事は10月29日に開催が予定されていた地方長官会議出席のため、東京へ向かっていた。

同日予定されていた品川弥二郎内務大臣演説要旨結びの部分を見ることとする。品川は、帝国議会へ臨む不退転の決意を述べたあとで、次のような演説を用意していた。

(資料6)

予は今後数日間地方官諸氏の為に特に官邸に引き籠り外出もせざるべし。又内閣へ出頭もせざるべきを以て、諸君は府県行政上の事に関し勉めて打合せに参られよ。諸君をして迅速に用を了へしめ速に帰県せられんことを祈る。⁷⁾

この文面からは震災の状況やその対応については、微塵も窺うことはできない。また、地方長官会議そのものが中止になっている⁸⁾ことから、会議に向けて準備された予定稿であったと考えられる。

当時政府は、第二回帝国議会の開会を目前に控えていた。実際に開催された議会の推移をみると、政府が提出した予算に含まれる軍艦製造費・製鉄所設立費、河川修築費、「私設鉄道買収法案」、「信用組合法案」、「農会法案」に対して、民党派は結束を固め、「民力休養」を名目に要求予算の大削減を求めている。品川は、議会对応とともに、管下にあった各県知事と「打合せ」ることによって、基盤固めを図ったと考えられる。

しかし、濃尾震災の発生によって予定していた全国地方官会議は中止となり、各県知事は任地へと戻ったのであった。当時の事情は、(資料7—図2)にあげた牧野福井県知事から松方総理への上申により明確にされる。

(資料7)

管内震災ノ義上申

今朝本県大地震ノ趣ニテ別紙中写之通通信ヲ以テ県地ヨリ報告越候段ニ付拜謁ノ上状況具申可仕筈ニ有之候得共小官義明朝新橋発一番汽車ニテ帰県可仕ニ付此段書面ヲ以テ上申仕候也

明治二四年十月廿八日

福井県知事牧野伸頭 (公印)

内閣総理大臣伯爵 松方正義殿

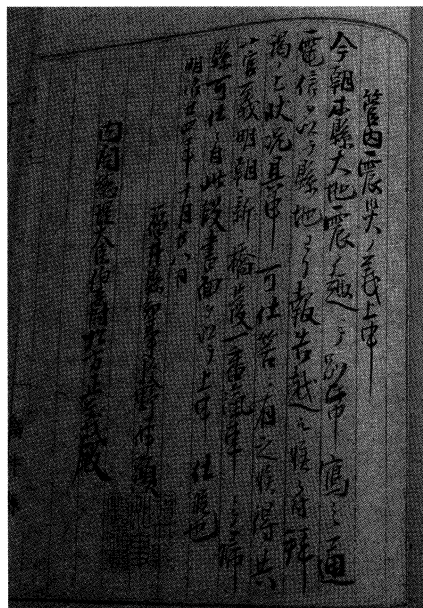


図2 牧野福井県知事上申書(国立公文書館所蔵)

牧野は、福井県から伝えられた電報文三通を添えて、内務省経由で総理大臣あて上申をおこなった。上申には、福井県の報告用箋に福井県知事の公印が据えられており、混乱の中でも用意周到で落ち着いた対応が窺われる。

牧野は当時30歳、同年8月13日に福井県知事に補されていた。牧野の略歴を追うと、文久元年(1861)大久保利通の二男として誕生し、牧野家の養子とされた。岩倉使節団に従いアメリカ留学。外務省に入省し、在英中伊藤博文の知遇を得る。のち、文相、外相を経てパリ講和会議全権委員。宮内相を経て大正14年(1925)~昭和10年(1935)内大臣。この間、元老西園寺公望とともに天皇側近として官僚・軍部・政党の対立調整に努めたが、親米派とされ昭和11年(1936)に2・26事件で狙撃された。

以後政治の表舞台からは姿を消し、昭和24年(1951)死去。

今回の資料からは、地元福井県からの情報収集に努め、迅速かつ的確に対応する若き知事の奮闘ぶりを窺うことができ、近代政治史に大きな足跡を残した牧野の政治的手腕の片鱗を窺うことができる。⁹⁾

この報告によれば、牧野は29日朝には、すでに新橋を発し福井に向かったと考えられるが、この時点では、東海道線は寸断されており、帰路の困難さは想像に難くない。¹⁰⁾

また、このあとに

(資料8)

本日各地地震ノ状況別紙電報続報到達候ニ付不取敢及報告候也

明治廿四年十月廿八日 品川内務大臣

松方内閣総理大臣殿

とあることから、牧野の上申を区切りとして、品川弥二郎内務大臣から松方正義内閣総理大臣への震災の状況報告が行われたことがわかる。

28日の総理大臣への報告分について、電文の発信時間を確認すると、最も遅いものが午後6時30分発であることから伝達時間を考慮すれば午後7時以降に総理大臣への報告が行われたことがわかる。

しかし、これ以後も被災地からの報告は続いた。

次の(資料9)は、愛知県警部長(吉田弘蔵)から警保局長(清浦圭吾)に宛てた電文である。

(資料9)

警保局長 愛知県警部長

十月廿八日午後八時四十分発九時五十分受

午前六時大地震名古屋死傷多ク出火アリ郡部同シ岐阜県庁インノライシイン岐阜市ハ中心ラシク最モ甚シ当県接続地ハ死人二百倒家五千戸岐阜県カサマツ猶多シ委細アト岐阜県小崎知事へ御通知乞フ

これが、震源地に隣接し大きな被害を受けた愛知県からの第一報であった。前述のとおり、内務省の所管業務のなかで警察行政は大きな柱であり、その職掌は警保局長が担当した。(資料9)の場合、愛知県の警部長(現在の県警本部長)から警保局長(後の第23代内閣総理大臣清浦圭吾)あての電文である。電文のなかで、岐阜県に関わる情報は、岐阜県から愛知県経由(「岐阜県庁員ノ来信」)で、内務省に伝えられた。電文は、岐阜県の惨状と知事との連絡が取れない悲痛な叫びで文末を結んでいる。

翌 29 日この報告綴は、(図 3) の通り内閣書記官、内閣総理大臣を経て、天皇の「御覧ニ供」されていた。ここでは、総理大臣の奏上に加え、こうした生の報告が、天皇の御覧に供されていたことがわかる。

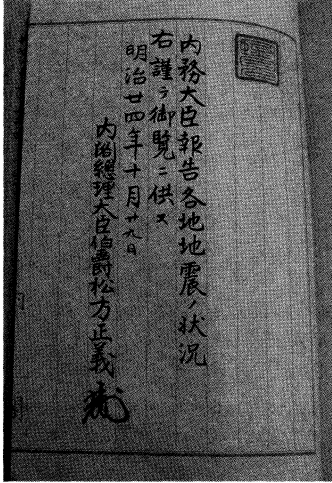


図 3 松方総理上奏報告 (国立公文書館所蔵)
右上に「御覧」の印がある

5 10月29日の報告

それでは、震源地となった岐阜からの報告はいかなるものであろうか。日付けを跨いだ 29 日夜になって初めて岐阜県から直接被災報告があげられた。

(資料 10)

内務大臣 (親展) 岐阜県知事
十月廿九日午後七時五十分発
廿八日午前六時三十七分大地震岐阜市中家屋顛倒全市街ノ四分ノ一人畜死傷数知レズ引続火災ノ為メ市中九分通焼失セリ大垣町潰家九分通焼失七分通死傷ノ数未タ分ラズ其他各郡村トモ被害甚シ委細書面ニテ上申ス右者名古屋局ヨリモ発信セシニ付重複之分略取消アリタシ

災害発生後一日半を経て、この電文によって初めて、岐阜の惨状が直接伝えられたのであった。

なお、ほぼ同文の電信が、同日午後 9 時 50 分にも発信されており、(資料 10) 文末から、これは名古屋局発信電報の着信であると確認できる。岐阜県側が到着を心配して発信した 2 通の電信文はともに内務省に届いてはいた。しかし、到着を心配しなければならないほどの厳しい通信状況が岐阜県にはあったといえる。

こうした、被災地の厳しい状況については、発信日時が記されていないが、(資料 10) に続き次のような報告が岐阜県からあげられている。

(資料 11)

岐阜県報告

明治廿四年十月廿八日午前六時過俄然鳴ト齊シク地大イニ震フ続テ小震動止マス市中ノ景状測知スルニ由ナシトイヘ共目前ノ形勢実ニ未曾有ト云フヘシ須迪ニシテ各町失火アルヲ見ル忽ニシテ地裂ケ屋倒レ死傷無数丸山警部長ハ今泉巡查屯所ニ出張シ警吏ヲ指揮シテ各所ニ派シ救済セシム藤尾書記官後藤参事官ト今泉派出所ニ会シ臨時救難所ヲ設ク内務部第一第四課員及警部其他ニ救難掛ヲ命シ一時救助焚出シ等ヲナシ (後略)

(資料 11) では、地震発生時の被害状況、県職員の対応などを記すとともに、焚出の実施を記している。この後、仮病院の設置、各地の被害状況などを記し、最後に (岐阜市各所、加納町で) 「出火未タ鎮火セス之カ為メ死傷ノ報頻繁ニシテ枚挙ニ遑アラス尚追詳報スヘシ」といった惨状を報告している。

こうした岐阜県を始めとする震災対応について、岐阜県庁が残した震災日誌によって跡付けてみよう。

6 「震災日誌」の記述

「震災日誌」は、岐阜県知事官房が作成したもので、被害の拡大、復旧対策、県庁の危機管理などを知る上で基本資料¹¹⁾であり、刻一刻と各所から入る情報が克明に記録されている。その中から、地震発生後早い段階での、東京とのやり取りに関わるものをみることにする。

(資料 12 の 1)

十月廿九日朝夕曇小雨

一 藤尾書記官ヨリ在京知事へ電報左ノ如シ(後九時発)
震災ノ模様内務大臣へ左ニ報告ス、御帰県ノ日取ハ如何

(筆者注 一 資料 10 と同文の電文が続く、電文略)

一 ○…内閣官報局へ前同様発電セリ
一 在京知事随行官ヨリ電報左ノ如シ(後十一時三十分着)

地震ノ模様如何直ク報知セヨ

一 内閣官報局ヨリ来電(十二時着)
二十八日地震模様電報アレ
一 宮内省股野内事課長ヨリ来電(後十一時四十五分)
震災視察ノ為メ侍従差遣ハサル御心得ノ為メ御通知申ス

一 在京知事へ電報

震災視察ノ為メ侍従差向ケラル旨通知アリ

一 宮内省股野内事課長へ電報

震災ニ付テノ勅使ハ何日御来県ナルヤ直ク電報アリタシ

- 一 知事ニ電報シテ帰県ヲ請フ（後十時発）
- 一 内務大臣ニ被害ノ状況ヲ電報ス（岩井警部執筆直報）

ここでは、宮内省が侍従の派遣を決定するといった迅速な対応を知ることができる。これは、内務省からの報告が、総理大臣を経て奏上されたことに対応する形で、とられた措置であるといえよう。しかし、被災地岐阜県では、在京中の知事との連絡が取れず、知事の帰県日程も掴めない状況で、震災対応に加え、侍従の岐阜県派遣に対応が求められるといった、厳しい状況に置かれていた。

翌30日には次の資料がみられる。

（資料12の2）

十月三十日晴

- 一 在京知事へ電報
川俣郡長罹災死亡ニ付、先ツ主席書記ニ代理ヲ命ス、後任至急御内申ヲ乞フ
- 一 宮内省股野内事課長へ電報（前十時四十五分発）
震災ニ付テノ勅使ハ何日御来県ナルヤ、直ク電報アリタシ

このように、岐阜県全体で4,889名の犠牲者を出し、郡の責任者である郡長（本巢席田郡長）までもが死亡するといった極限的な状況の中で、震災対応に尽力する岐阜県職員の対応を垣間見ることができる。

また30日からは、中央からの救援申し出の連絡が岐阜県に入り始め、震災日誌にもその記事が続いている。¹²⁾

この後、岐阜県知事小崎利準は、東海道線が寸断されている中、30日午後8時に帰県を果たし震災復旧・復興にあたることになる。

7 大垣町有志総代の電信

このあと（資料11）に続き、興味深い電信が残されている。

（資料13）

内務大臣 岐阜県大垣町有志総代

金森キウ次郎

十月卅日后八時発

一昨日ヨリ当地大地震地裂ケ人家皆潰レ火事諸所ニ起リ幾万人サナカラ焼熱地獄死傷限リナシ悲叫ノ声天地ニ響ク振動猶止マス不取敢具申ス

大垣町の有志を代表して、その惨状を内務大臣宛て報告した電文である。発信者である「金森キウ次郎」については、金森吉次郎の可能性を考えたい。

金森吉次郎は、大垣町魚屋町（現大垣市魚屋町）に生まれた。父金四郎は外国貿易や製糸業を手がけた大垣屈指の財産家であり篤志家であった。彼自身青年時代に、天龍川の治水事業に尽力した金原明善に感銘を受け、治水事業に関わった。以後、大垣町会議員、県会議員などを歴任した。明治24年濃尾震災の際には、「治水のものは、治山である」といった持論のもと、応援に駆け付けた金原明善とともに根尾谷（現岐阜県本巣市根尾）の山腹崩壊の実情を撮影してその惨状を皇室や政府・県に訴えた。その結果、明治30年(1897)旧森林法が公布されるとともに、岐阜県下5万2,000haの植林が行なわれた。後、衆議院議員として、三川分流にも尽力した。

前述の、電信文がこの金森吉次郎が発信したものであることは、濃尾震災を受けた彼の活動を考えた場合その可能性は高いと考えられる。

ここで注目されることとしては、「岐阜県大垣町有志総代」として内務省に宛てた電信は、品川内務大臣、松方総理大臣を経て「御覽ニ供」されていたことである。この後、松方総理は11月2、3日の二日間被災地視察のため、岐阜県に来県し¹³⁾、国家をあげた復旧、復興への取り組みが本格化していった。¹⁴⁾

初期議会の頃、政治の舵取りは、藩閥政府によって強権的な運営がなされたといった印象が強いが、現実的には内務省などを通じて細やかな情報集約、対応が行われていたことが確認できる。

8 まとめ

「公文雑纂」を中心として、濃尾震災に際しての情報伝達について、震災発生後の岐阜県関連資料を中心としてみてきた。そこで、いえることとしては、

- 1 震源地岐阜県からは、被害の甚大さや通信の途絶等によって、29日夜になるまで内務省への直接の被害状況の発信ができなかった。そのため、情報は岐阜を同心円状にとりまく地方から断片的に内務省にあげられた。
 - 2 内務省には各地から逐次情報が上げられ、被害状況の輪郭が明らかになるとともに、迅速な対応が行われた。
 - 3 第二帝国議会の開催（ひいては選挙）を控え、内務省からの指示、情報交換を目的とした地方長官会議が中止され、各知事は帰県し震災対応にあたったこと。
- 以上3点を確認することができる。

今後の課題としては、

- 1 今回は「公文雑纂」を中心に岐阜県の震災報告・対

応について、中央とりわけ内務省との関係を震災発生直後に限定して確認した。今後は、もう少し長い期間を見据えた対応の確認や、内務省以外の機関（例えば、宮内省、日本赤十字社、中央気象台、東京大学など）と県との連絡調整についての分析が課題である。また「公文雑纂」には、今回の震災情報のように地方からの様々な情報があげられている。こうした情報を分析することで、災害を始めとする様々なテーマでの問題設定の可能性を指摘したい。¹⁵⁾

2 岐阜県が残した「震災日誌」にも詳細な記述がみられる。

そこからは岐阜県職員をはじめ多くの人々が献身的に復旧・復興にあたる姿が浮かび上がる。その分析も震災といった危機管理対応を考える上では欠くことのできない作業である。

最後に、今回の報告に関わる資料調査では、国立公文書館、国立国会図書館、岐阜地方気象台、岐阜県歴史資料館にご協力をいただいた。改めて感謝の意を表したい。

註

- 1) 日本博物館協会(2012). 博物館研究(47), no.1.
- 2) 「桂太郎自伝」(国立国会図書館憲政資料室「桂太郎関係文書」所収)、これは桂自身が秘書官横沢次郎に口述筆記させたもの。桂の死後出版された徳富蘇峰(1913). 政治家としての桂公、徳富(1917). 公爵桂太郎伝・乾坤、等に引用されている。
- 3) 内務省に関する編纂物としては、旧内務省関係者の親睦団体である大霞会が編纂した『内務省史』全4巻(大霞会(1971).)がある。その他、先行研究としては、内務省の解体過程を扱った平野孝(1990). 内務省解体史論, 法律文化社、内務省と国民との関わりについての共同研究として、内務省史研究会編(1998). 内務省と国民, 文献出版、内務省の成立過程をまとめた勝田政治(2002). 内務省と明治国家形成, 吉川弘文館、社会史の側面から内務省を描いた副田義也(2007). 内務省の社会史, 東京大学出版会、があげられる。
- 4) 「愛知県防災会議資料」。
- 5) 同上。
- 6) 鉄道敷設法は、政府が鉄道線路の調査・建設にあたることを明記するとともに、33の予定線を取りあげ、この工事を継続事業とし、事業費は公債を募集して充当すること、予定線中9線は、第一期工事として12カ年間で完成させることとした(『内務省史』3)。
- 7) 「内務大臣訓示集(明治二十四年)」(『内務省史』4)
- 8) 「年表(明治二十四年)」(『内務省史』4)
- 9) 牧野伸顕は、後年日記を含む大量の記録類を残している。その一部は、伊藤隆らによって整理がなされ『牧野伸顕日記』(伊藤隆(1990). 中央公論社.)として刊行され、近代の政治史研究にとって重要な資料とされる。但し、その期間は、大正10年～昭和13年であり、濃尾震災の記述を含んだ明治期の日記類はみられない。
- 10) 東海道線の復旧については、岡崎名古屋間が11月5日、名古屋木曾川間が12月20日、木曾川大垣間(=全線復旧)は翌年4月26日であった。後述する小崎岐阜県知事の帰県が遅れるのもこういった状況によるものであると考えられる。
- 11) 岐阜県(1998). 史料編近代一、岐阜県史。所収。
- 12) 救援についての連絡が本格化するのは30日からであるが、名古屋駐在の旧陸軍第三師団の支援は、すでにその前日29日から始まっている。第三師団の救援活動については、「桂太郎自伝」、「震災日誌」から跡付けることができ、旧陸軍の震災対応として興味深い。とりわけ「桂太郎自伝」には、震災発生時の状況、師団長として、独自の判断で行った被災者救済に向けた師団動員について苦悩が吐露されており、当時の軍隊の動員のありかたを考えることができる。この後、桂は、日清・日露両戦争を経て政治家としても成功の階段を駆け上がることになるが、その直前、壮年期の軍人桂太郎の人となりを知る上でも興味深い資料である。
- 13) 松方総理大臣は、31日午前11時40分に新橋を出発、愛知県を經由して11月2日午前11時30分に来岐した。翌3日まで岐阜市、大垣町などの県内各地を視察し午後帰途につく。そのため、当該部分の「公文雑纂」内務省報告には、松方総理の署名、花押は据えられていない。
また、松方総理の視察は短時間ではあったが、以後災害地に総理大臣が視察する先例となったとされる。(岐阜県歴史資料館編(1996). 濃尾震災の教訓.)
- 14) 11月5日松方総理は、震災の状況について、天皇に奏上し、その6日後の11月11日には勅令205号によって、被害者の救済と堤防復旧費が決定されている。
- 15) 11月5日付の静岡県知事報告では、震災発生の約10分後に富士山山腹の北面牛ヶ窪から釈迦ヶ嶽にかけて広さ二百間深さ百間程の崩壊が報告されている。